【受益者の皆様へ】

2012 年 10 月 30 日 野村アセットマネジメント株式会社

「円のチカラ12-04」

2012年10月29日決算の分配金と基準価額の推移について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

「円のチカラ 12-04」(以下、ファンド)の 2012 年 10 月 29 日決算の分配金と設定来(2012 年 4 月 13 日以降)の基準価額の推移について、ご連絡いたします。

1. 分配金について

25円 (1万口当たり、課税前)

分配金は投資信託説明書(交付目論見書)記載の「分配の方針」に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

2. 設定来の基準価額の推移

ファンドの 2012 年 10 月 29 日の基準価額は、10,066 円となりました。また、基準価額(分配金再投資)の設定来の騰落率は+0.9%となりました。



※基準価額(分配金再投資)とは、当初設定時より課税前分配金を再投資したものとして計算した価額です。したがって、実際のファンドは 課税条件等によって受益者ごとに価額は異なります。また、換金時の費用・税金等は考慮しておりません。 当ファンドは単位型投資信託であり、販売は終了しております。

- 上記は過去の運用実績であり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。-

当資料は、「円のチカラ 12-04」に関する参考情報の提供を目的として野村アセットマネジメントが作成したものです。当資料中の記載事項は、全て当資料作成時以前のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。当資料中のいかなる内容も将来の運用成果または投資収益を示唆あるいは保証するものではありません。ファンドは、債券等に投資しますので、金利変動等による組入債券の価格下落や、組入債券の発行体の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落することがあります。したがって、元金が保証されているものではありません。ファンド運用による損益は、すべて投資者の皆様に帰属します。

3. ファンドマネージャーのコメント

ファンドは、利回り水準等を勘案し、設定(2012年4月13日)時から同年5月にかけて円建外債を中心に組み入れを進めました。債券の買い付けにあたっては、相対的に安定した信用力を保持する発行体を選別し、市場全体への影響にも十分留意しながら、慎重な対応を行ないました。同年5月中旬には組入比率は約98%となり、その後もほぼ同水準の組入比率を維持してまいりました。

設定来の円建外債市場は、設定当初、ギリシャやスペインなどの欧州債務問題を巡る不透明感などを背景に、 リスク回避的な動きが強まり、一時欧米の金融機関が発行した債券を中心にスプレッド(国債との利回り格差)が 拡大する場面も見られました。しかしその後は、日米欧の金融緩和政策が継続されたことや、欧州債務問題に対 する追加政策の期待が高まったことなどを背景に、スプレッドは縮小傾向で推移しました。

基準価額は、相対的に高いインカム収入を享受したことに加え、スプレッド縮小により利回りが低下(債券価格は上昇)したことがプラス材料となり、堅調に推移しました。

今後も、保有銘柄の信用力評価にあたっては、欧州財政問題や世界的な景気低迷など、厳しい外部環境にも 十分耐久性のある発行体を厳しく選別していきます。また、円建外債を中心としたポートフォリオを維持していく方 針です。

--- 上記は、将来の投資効果を示唆あるいは保証するものではありません。 -----

4. 分配の方針

原則、毎年4月および10月の27日(休業日の場合は翌営業日)に分配を行ないます。

分配金額は、分配対象額の範囲内で、利子・配当等収益等の水準及び基準価額水準等を勘案して委託会社が 決定します。

*分配金は投資信託説明書(交付目論見書)記載の「分配の方針」に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

引き続き、ご愛顧賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

以上

NOMURA ASSET MANAGEMENT

【投資リスク】 円のチカラ 12-04

ファンドは、債券等を投資対象としますので、金利変動等による組入債券の価格下落や、組入債券の発行体の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落することがあります。

したがって、投資家の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失が生じることがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「投資リスク」をご覧ください。

《基準価額の変動要因》基準価額の変動要因は下記に限定されるものではありません。

債券価格変動リスク: 債券(公社債等)は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは債券 に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。

換金にともなうリスク: 当ファンドにおいて設定当初のポートフォリオの中心になると想定される海外の発行体が発行する円建ての公社債については、一般的な公社債に比べ流動性が低い状況となる可能性が高いこと等から、投資者の換金等により組入資産を売却する際、市場規模や市場動向等によっては、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額に与える影響が大きいものになる可能性があります。

《その他の留意点》

- ◆ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ●資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ●ファンドが組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。
- ●有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- ●ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。 分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額 が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用 収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

【ご留意事項】

- ●投資信託は金融機関の預金と異なり、元本は保証されていません。
- ●投資信託は預金保険の対象ではありません。
- ●登録金融機関が取り扱う投資信託は、投資者保護基金制度が適用されません。



リそな銀行

商 号:株式会社りそな銀行 登録金融機関 近畿財務局長(登金)第3号 加入協会:日本証券業協会/一般社団法人金融先物取引業協会

埼玉リそな銀行

商 号:株式会社埼玉りそな銀行 登録金融機関 関東財務局長(登金)第593号 加入協会:日本証券業協会/一般社団法人金融先物取引業協会

近畿大阪銀行

商 号:株式会社近畿大阪銀行 登録金融機関 近畿財務局長(登金)第7号 加入協会:日本証券業協会